

### (3)低炭素社会の実現

#### 【施策の方向】

自然災害だけでなく、人々の健康や生態系などにも影響を及ぼす地球温暖化対策として、県内温室効果ガス排出量の約95%を占める二酸化炭素の排出削減対策が重要な課題となっています。そのため、熱エネルギーや未利用エネルギーなどの再生可能エネルギーのさらなる利活用を図るとともに省エネ・節電スタイルの推進・定着を促します。また、森林面積が県土面積の約8割を占める本県の特性を活かし、二酸化炭素の吸収源となる森林の整備・保全に取り組むことにより、産業の活性化を図り、持続可能な地域づくりを促進します。

#### 【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32	小施策
温室効果ガスの削減対策の進捗を評価する指標として活用	温室効果ガス排出削減率 (基準年:H17)	5.4%増 (H24)	調整中	温室効果ガスの排出削減
	森林環境教育指導者養成研修受講者数	2,895人	4,500人	
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	177人	250人	
省エネ・節電の取り組みの進捗を評価する指標として活用	年間電力使用量低減率 (基準年:H26)	—	3.5% (H30)	
再生可能エネルギー導入の進捗を評価する指標として活用	再生可能エネルギー導入量	240,954 kW	385,526 kW (H30)	
	木質バイオマスエネルギー利用量	18,729t	40,000t	
二酸化炭素吸収源となる森林整備の進捗を評価する指標として活用	施業放置林における強度間伐の面積	7,510 ha	12,000 ha	二酸化炭素吸収源の整備
	県民等の募金による植樹の本数	8,197本	8,900本	

## ①温室効果ガスの排出削減

### <現状と課題>

人間活動の拡大に伴い、二酸化炭素等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されるようになり、地球全体の温度が上昇しています。

本県における2012(H24)年度の温室効果ガス排出量は6,474千トンであり、2005(H17)年度の6,140千トンより増加しています。また経済成長率にもよりますが、今後、温室効果ガスの排出削減に向けた追加的な対策を講じなかった場合、本県の温室効果ガスは増加し続け、2030(H42)年度で(調整中)千トンとなることが予想されます。

部門別に見た本県の排出状況(エネルギー起源二酸化炭素排出量)は、2012(H24)年度時点で家庭部門が29%と一番高く、次に運輸部門が25%、産業部門が24%、業務部門が22%となっています。本県の特徴としては、全国と比べて家庭部門(全国割合18%)と運輸部門(全国割合20%)の割合が高く、産業部門の割合が低い(全国割合37%)状況です。

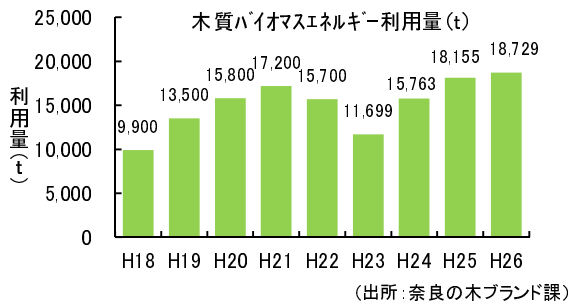
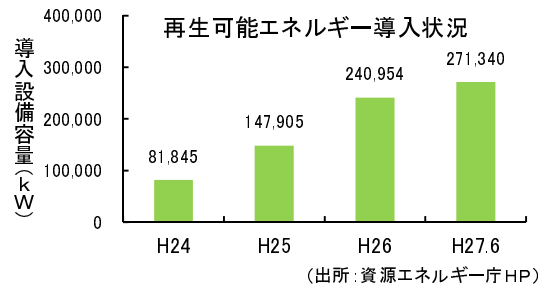
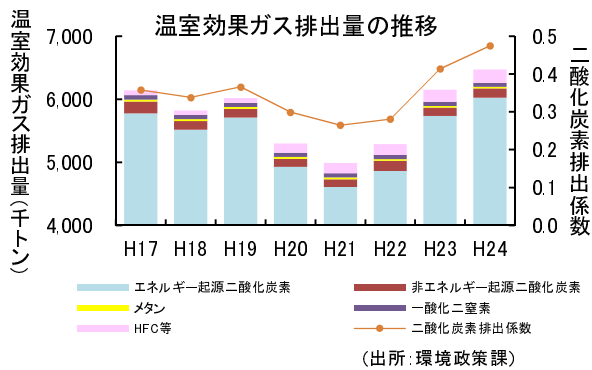
温室効果ガスの約95%は二酸化炭素であり、二酸化炭素の排出削減が地球温暖化防止の大きな柱となります。特に本県は個人の消費志向や行動意識に大きく依存する家庭部門・運輸部門における二酸化炭素排出割合が高いため、県民の意識を大きく変えていくことが重要です。また、部門毎の二酸化炭素排出の要因を分析したうえで、部門別に本県に適した施策を展開していく必要もあります。

### <目標>

温室効果ガスの排出削減に向け、県民・事業者・行政が一体となって取り組む社会を目指します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
温室効果ガスの削減対策の進捗を評価する指標として活用	温室効果ガス排出削減率 (基準年:H17)	5.4%増 (H24)	調整中
	森林環境教育指導者養成研修受講者数	2,895人	4,500人
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	177人	250人
省エネ・節電の取り組みの進捗を評価する指標として活用	年間電力使用量低減率 (基準年:H26)	—	3.5% (H30)
再生可能エネルギー導入の進捗を評価する指標として活用	再生可能エネルギー導入量	240,954kW	385,526kW (H30)
	木質バイオマスエネルギー利用量	18,729t	40,000t



## <小施策・事業>

### ①-1 省エネ・節電等の推進

省エネ・節電の実践を促進するため、奈良県地球温暖化防止活動推進センター等による普及啓発活動を通して、家庭での意識の醸成を図るとともに、事業所等に対しては二酸化炭素削減に関する専門家の派遣や省エネ設備導入の支援を図ります。また、県全体で節電の取り組みが一層浸透するよう、奈良県節電協議会(平成23年7月設立)による「奈良の節電スタイル」の取り組みを継続的に推進します。

(事業例)

- 奈良県節電協議会による「奈良の節電スタイル」の普及
- 奈良県地球温暖化防止活動推進センターや奈良県環境県民フォーラムによる啓発活動
- CO<sub>2</sub>排出量の「見える化」による啓発
- 中小企業等の省エネ設備導入支援
- 県域水道ファシリティマネジメントの推進
- 県有施設における省エネ・省CO<sub>2</sub>機器・材料の調達
- 事業所等への専門家派遣による省エネ・節電の促進
- 環境にやさしい買物キャンペーン
- ストップ温暖化推進員の養成
- 環境アドバイザーの派遣
- 低炭素型住宅の普及

## **①-2 再生可能エネルギーの活用**

本県の地勢条件や資源等をできる限り活用して、太陽光や木質バイオマス、小水力等の多様な再生可能エネルギーの導入を促進します。また、太陽光発電と蓄電池等との組み合わせによるエネルギーの高度利活用を促進します。

(事業例)

- 木質バイオマスエネルギー等、再生可能エネルギーの導入促進
- 住宅等への省エネ・創エネ・蓄エネ設備の普及促進
- 小水力発電の導入促進
- 熱利用設備の導入促進
- 公共施設の再生可能エネルギー導入促進
- 再生可能エネルギーを活用する中小企業向け融資制度の実施
- 地域の避難所や防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入支援
- エネルギー・環境技術関連企業をはじめとした企業誘致活動の実施
- 専門家派遣による再生可能エネルギー導入の促進

## **①-3 フロン対策等の推進**

家電や自動車エアコンからのフロン類の回収の徹底や、フロン類充填・回収業者の登録及び指導、ユーザーによるフロン類使用機器の維持管理等の徹底を図ります。

(事業例)

- フロン類の適正な管理・回収・破壊の促進
- 家電リサイクル法の適切な運用及び普及啓発
- 自動車リサイクル法の適切な運用及び普及啓発

## **①-4 自動車等の移動発生源対策**

自動車等の移動発生源からの温室効果ガス排出削減を図るため、エコカーの導入を促進するとともに、公共交通機関や自転車の利用促進、交通管制システムの高度化等の交通円滑化対策による道路交通の渋滞解消などに取り組みます。また、農業等の地産地消を促進することにより、輸送に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減を図ります。

(事業例)

- エコカーの導入促進
- 電気自動車等の充電設備の導入促進
- 移動ニーズに対応する公共交通の維持確保及び利用促進
- 広域自転車道整備等による自転車利用促進
- 交通円滑化対策の推進
- 農業等の地産地消の推進
- エコドライブの推進

## ②二酸化炭素吸収源の整備

### <現状と課題>

森林はその成長の過程で、大気中の二酸化炭素を吸収し、幹や枝等に長期間にわたって蓄積するなど、二酸化炭素の吸収・貯蔵庫として重要な役割を担っています。しかし、山村地域における過疎・高齢化の進行、木材価格の低迷等により、手入れの行き届かない森林の増加が問題となっています。

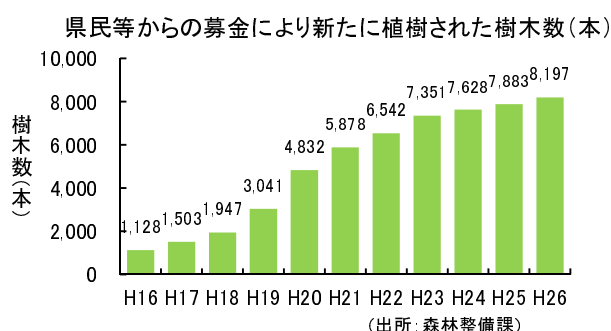
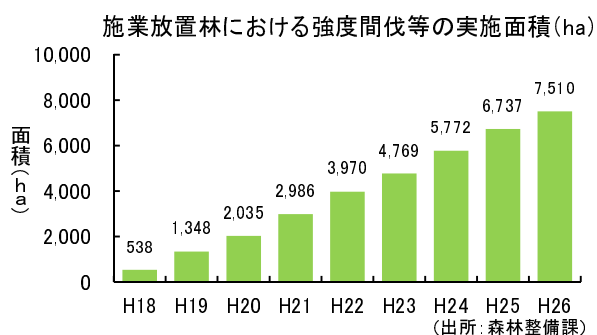
森林の荒廃は、森林の持つ二酸化炭素の吸収機能を低下させることから、森林面積が県土面積の約8割を占める本県において、今後、適切な森林管理により二酸化炭素の吸収源を確保し、地球温暖化防止に積極的に貢献していくことが求められます。

### <目標>

森林の適切な整備・利用等が進み、森林による二酸化炭素吸収量が増加している姿を目指します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
二酸化炭素吸収源となる森林整備の進捗を評価する指標として活用	施業放置林における強度間伐の面積	7,510 ha	12,000 ha
	県民等の募金による植樹の本数	8,197 本	8,900 本



## <小施策・事業>

### **②-1 健全な森林の整備**

森林が有する二酸化炭素吸収等の多面的機能を持続的に発揮させるため、施業放置林の強度間伐や県産材の利用を促進します。

(事業例)

- 施業放置林・環境保全林の整備促進
- 県産材の利用促進
- 森林環境教育の指導者養成
- 森林管理の基盤となる林道整備の推進

### **②-2 保安林等の適正な管理と保全**

保安林等が持つ二酸化炭素吸収機能の維持・向上を図るため、荒廃した保安林の計画的な整備及び指定など、保安林制度の円滑・適切な運用に努めます。

(事業例)

- 保安林制度の適切な運用
- 施業放置林・環境保全林の整備促進

### **②-3 県産材需要の拡大**

森林が吸収した二酸化炭素は、木材として利用することで固定され続けることから、住宅資材等への県産材の利用促進に取り組みます。

(事業例)

- 「奈良県地域材認証制度」による県産材の需用拡大
- 一般住宅での県産材の利用促進
- 公共施設等の木質化の促進
- 公共事業への間伐材等の利用促進

### ③顕在化する地球温暖化への適応

#### <現状と課題>

県内での地球温暖化の影響と考えられる様々な事象について、情報収集や現状分析を行うとともに、関係機関等と情報を共有しながら、気候変動の影響への対策を検討・促進します。

#### <目標>

県内事象をもとに温暖化への適応策を検討・促進します。

#### <小施策・事業>

##### ③-1 温暖化の影響と考えられる県内事象の調査研究

温暖化の影響と考えられる様々な事象(土砂災害、農作物の品質低下、熱中症・感染症の発生など)について、専門的な観点から情報収集と現状分析を行います。

(事業例)

- 土砂災害、農作物被害、熱中症、感染症などの情報収集・研究

##### ③-2 各分野における適応策の検討促進

県内事象等にかかる調査研究成果をもとに、本県における気候変動の影響への適応策の研究に取り組みます。

(事業例)

- 県内事象の調査研究を踏まえた適応策の検討

#### (4)循環型社会の構築

##### 【施策の方向】

「ものを大切にする」意識をさらに醸成しながら、廃棄物対策の取り組みを通して、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の構築を目指します。また、ごみを減らすことは、地域の生活環境だけでなく、景観や地球温暖化対策、生物多様性の保全など様々な環境課題に貢献できるものであり、「きれいに暮らす奈良県スタイル」構築のベースとなることから、県民一人ひとりが日々の暮らしのなかで資源やエネルギーを大切にする「環境に配慮したライフスタイル」の促進を図ります。重点的な取り組みとして、これまで県と市町村が連携して推進してきた奈良モデルによる「ごみ処理の広域化」の取り組みを継続・発展させながら、本県の地域特性に適した3R(リデュース・リユース・リサイクル)等を促進することにより、さらなる「ごみの減量化」に向けて、県民をはじめ多様な主体による積極的な実践活動の普及・拡大を図ります。

##### 【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目		現況値	目標値	小施策
			H25	H29	
ごみの減量化を評価する指標として活用	ごみの排出量	一人1日あたりのごみの排出量(一廃)	918g/人・日	870g/人・日	廃棄物の排出抑制の促進
		産業廃棄物排出量	1,539t (H22)	1,560t	
	リサイクル率	一般廃棄物	13.1%	25.0%	廃棄物の循環的利用の促進
		産業廃棄物	48.3% (H22)	48.0%	

※この目標値は、平成29年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。



## ①廃棄物の排出抑制の促進

### <現状と課題>

本県の一般廃棄物の一人1日当たりごみ排出量は、年々減少してきており、平成25年度は918gで、全国平均値の958gより40g少なく、全国12位に位置しています。また、産業廃棄物は、平成22年度実績で、1,539千トン/年の排出量となっており、平成17年度の1,696千トン/年に比べて、約10%の減となっています。

このような状況を踏まえ、引き続き、環境への負荷が低減される循環型社会の形成を推進していくため、まずは、出来るだけ「ごみを出さない」生活スタイルや事業形態への転換の促進を図り、さらなるごみの減量化に向けた取り組みを進める必要があります。

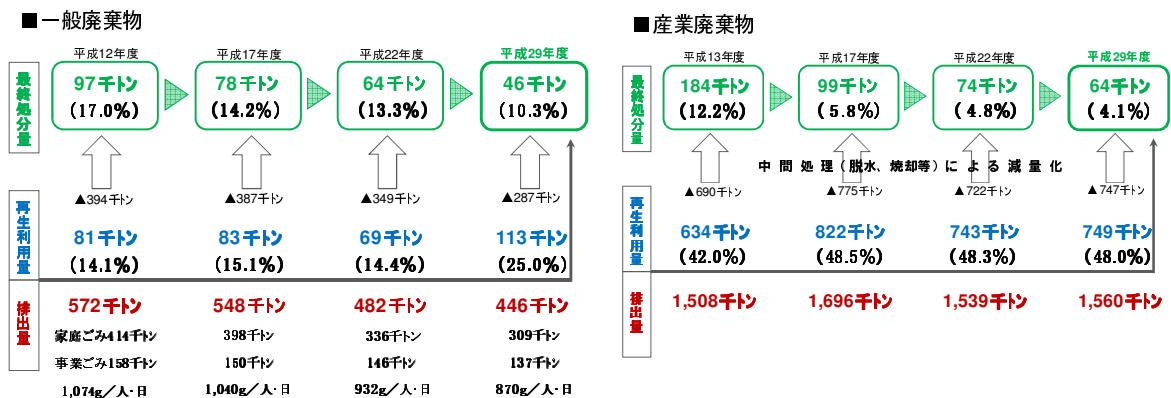
### <目標>

一人1日当たりのごみ排出量を平均で5%以上減らすことを目指します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H25	目標値 H29
ごみの減量化を評価する指標として活用	ごみの排出量	918g/人・日	870g/人・日
	産業廃棄物排出量	1,539t (H22)	1,560t

※この目標値は、平成29年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。



## <小施策・事業>

### ①-1 「ごみゼロ生活」の推進

資源循環型の持続可能な社会を形成していくためには、環境への負荷の少ない生活スタイルをより広く実践していくことが大切です。そのため、まずは、県民一人ひとりが、出来る限りごみを出さない暮らし(「ごみゼロ生活」)を意識し実践していく必要があります。市町村、関係機関・団体等との連携・協働により、イベント・講習会、ホームページなど様々な機会を通して、「ごみゼロ生活」実現に向けた県民への啓発等の取り組みを推進します。

(事業例)

- 環境にやさしい買物キャンペーン
- イベント等による普及啓発
- 地域での環境学習等への支援
- 資源ごみの集団・拠点回収の促進
- ごみ減量化・リサイクルに取り組む模範団体等の顕彰

### ①-2 技術・研究開発の促進(排出抑制・減量化)

事業活動に伴って排出される廃棄物を削減するため、県内事業者が取り組む廃棄物の排出を抑制するための研究開発や設備導入を支援・促進します。また、公設試験研究機関(産業振興総合センター、農業研究開発センター、森林技術センター、畜産技術センター等)を拠点として、産学官の連携により、廃棄物の排出抑制、減量化等に資する先進技術の開発を促進します。

(事業例)

- 排出事業者の研究開発・設備導入支援
- 環境カウンセラーの派遣
- 公設試験研究機関等による研究開発の促進
- 産学官連携による研究開発の促進

### ①-3 事業者の自主的取り組みの促進(排出抑制・減量化)

事業活動に伴う廃棄物は、景気の動向や観光需要などの影響も受けており、引き続き、事業者の自主的な取り組みによる排出抑制・減量化を促進する必要があります。事業者に対して、排出事業者責任や拡大生産者責任の徹底について啓発・指導を行うとともに、多量排出事業者に対し減量化計画の策定を促し、計画に基づく排出抑制や減量化の実施について積極的に指導します。また、廃棄物の排出抑制や減量化のためのマネジメントシステム等の導入を促進します。

(事業例)

- 多量排出事業者のごみ減量化促進
- 排出事業者の研究開発、設備導入支援
- 産業廃棄物有効利用情報制度の活用促進
- 環境カウンセラーの派遣
- 環境マネジメントシステム導入とグリーン購入の促進
- 環境経営(マテリアルフローコスト会計)の導入促進

#### ①-4 ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進

ごみの排出抑制・減量化をさらに効果的に進めていくためには、ごみ処理にかかる費用負担の公平化などに対する県民の理解が必要です。ごみ処理の有料化は、排出抑制や減量化を促進するための経済的インセンティブとして一定の効果があることから、今後も推進していく必要があります。有料化制度の導入予定状況や制度の改善への取り組み状況等について、市町村の実情を把握するとともに、必要な情報の提供に努めます。また、ごみ処理の効率化・最適化を図るため、市町村での処理コストの分析を促進するとともに、市町村からの相談等に応じて技術的な助言等を行います。

(事業例)

- ごみ処理有料化の促進
- ごみ処理コスト分析等の促進

#### ②廃棄物の循環的利用の促進

##### <現状と課題>

奈良県の廃棄物の再生利用率は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、全国平均よりも低い水準にあります。(一廃(H25):全国 23.8% 奈良県 13.1%、産廃(H22):全国 53% 奈良県 48.3%)

このような状況を踏まえ、特に、一般廃棄物の再生利用率の向上に向けて、排出量の削減が進んでいる家庭ごみの再生利用量を維持(実質の再生率アップ)させながら、排出量が横ばいで推移している事業系ごみ(一般廃棄物)の再生利用の促進を図る必要があります。

##### <目標>

リサイクル目標値(一廃 25%、産廃 48%)の達成を目指します。

##### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目		現況値 H25	目標値 H29
ごみの減量化を評価する指標として活用	リサイクル率	一般廃棄物	13.1%	25.0%
		産業廃棄物	48.3% (H22)	48.0%

※この目標値は、平成 29 年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。

## <小施策・事業>

### ②-1 リユース・リサイクルの促進

循環型社会を形成していくためには、消費・廃棄・処理などの各段階において、廃棄物のリユース・リサイクルを効果的、効率的に促進することが大切です。廃棄物の分別排出や資源としての回収等を進めリユース・リサイクルをさらに促進するため、県民や事業者の自発的な取り組みはもとより、市町村、関係機関等と連携した取り組みの充実を図ります。また、各種リサイクル等を促進する廃棄物再生利用促進計画を策定するなど、各分野・各主体の取り組みを促進します。

(事業例)

- 個別リサイクル法の促進
- ごみ処理施設のエネルギー回収の促進
- 一般廃棄物再生利用促進計画の策定・推進
- 廃棄物再生利用促進計画の策定・推進
- 奈良県リサイクル認定製品の普及拡大
- 焼却灰等の再生利用の検討・促進
- 排出事業者の研究開発、設備導入への支援
- 事業者の自主的取り組みへの情報提供、技術的指導等
- 資源ごみの集団・拠点回収の促進
- リサイクル(再生利用)・リユース(再使用)を促進するための啓発、関連情報の発信

### ②-2 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進

廃棄物の再生利用を進めていくうえで、生ごみや家畜排せつ物、下水汚泥などをバイオマス資源として有効利用していくことが課題となっています。これらの廃棄物系バイオマスは、廃棄物処理費を費用の一部として活用できる可能性があるとともに、比較的まとまった量が特定の場所で発生することなどの特徴があります。今後、地域の実情等も踏まえて、市町村、関係機関、事業者等との連携・協働により、廃棄物系バイオマスの有効利用を促進するための研究開発やコスト低減、関連産業の育成、市場拡大等に積極的に取り組みます。

(事業例)

- 生ごみ、廃食用油等のリサイクル促進
- 下水汚泥のエネルギー利用・セメント原料化等の検討・促進
- し尿処理に伴い発生する汚泥等の有効利用の促進
- 食品リサイクルの促進
- 廃棄物再生利用促進計画の策定・推進
- 公設試験研究機関等による研究開発の促進
- 排出事業者の研究開発、設備導入への支援

### **②-3 廃棄物利用の再生製品化・流通促進**

廃棄物の循環的利用を図るためには、廃棄物を地域資源と捉え地域消費する取り組みが大切です。県内の廃棄物等を利用して県内で製造加工された製品を「奈良県リサイクル認定製品」として認定しており、引き続き、再生製品の質的向上を図るとともに、流通促進のための普及拡大等に積極的に取り組みます。

(事業例)

- 奈良県リサイクル認定製品の普及拡大
- 環境関連イベント等での情報発信
- グリーン購入の促進

### **②-4 技術・研究開発の促進**

廃棄物の循環的利用を促進するため、県内事業者が取り組む廃棄物を再生利用するための研究開発や設備導入を支援・促進します。また、公設試験研究機関(産業振興総合センター、農業研究開発センター、森林技術センター、畜産技術センター等)を拠点として、産学官の連携により、廃棄物の再生利用に資する先進技術の開発を促進します。

(事業例)

- 排出事業者の研究開発・設備導入支援
- 公設試験研究機関等による研究開発の促進
- 産学官連携による研究開発の促進
- 環境カウンセラーの派遣

### ③廃棄物の適正処理の推進

#### <現状と課題>

産業廃棄物の不適正処理のリスクを低減するためには、より優良な処理業者を育成し、業界全体のレベルアップを図ることが求められています。県内の優良産業廃棄物処理業者は、年々増加し、平成26年度で115の業者が優良業者として認定されていますが、引き続き、排出事業者責任の徹底や優良業者の育成を図る必要があります。

また、廃棄物の適正処理にあたっては、最終埋立処分場等の処理施設の安定的確保が必要です。公的関与の広域処理事業である大阪湾フェニックス処分場は、平成23年度に基本計画を変更し、埋立期間が平成39年度まで延長されていますが、引き続き、関係府県及び市町村等と連携して、平成40年度以降の大阪湾フェニックス計画の実現に向けて取り組む必要があります。

#### <目標>

廃棄物の適正処理を徹底します。

#### <小施策・事業>

##### ③-1 排出事業者責任の徹底

排出事業者責任を徹底するための研修の実施、多量排出事業者処理計画の作成指導等を行うとともに、関係団体、事業者、学識経験者の協力を得ながら、事業者が取り組むべき対策や先進的な取組事例を調査し、有用な情報をとりまとめた適正処理推進マニュアルなどを作成することにより、事業者の取り組みを支援します。また、建物解体工事等に伴う分別解体、アスベスト廃棄物の適正処理や、廃材の再資源化等を一層徹底するための取り組みを推進します。

(事業例)

- 建物解体工事等の適正実施の確保対策
- 建設系廃棄物の適正処理に関する研修等の実施
- 産業廃棄物管理責任者研修の実施
- 適正処理推進マニュアルの作成・配布
- 排出事業者への立入調査・指導
- 多量排出事業者処理計画の作成指導、改善支援
- 電子マニフェストの導入促進

### **③-2 優良処理業者の育成**

優良産業廃棄物処理業者認定制度により、法令等に定められた基準よりも厳しい基準をクリアした産業廃棄物処理業者を優良業者として認定していますが、引き続き、本制度の普及を図るとともに、産業廃棄物処理業者に対して、法制度や技術的な観点から専門的な研修を実施するなど、信頼できる産業廃棄物処理体制の構築に向けた事業を実施します。

(事業例)

- 優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及促進
- 優良産業廃棄物処理業者育成研修の実施
- 電子マニフェストの導入促進
- 環境マネジメントシステム導入促進

### **③-3 産業廃棄物処理施設周辺的环境保全**

産業廃棄物処理業者は、法令等に基づき処理施設の構造や維持管理の基準を遵守し、周辺的生活環境を保全する責務があります。県は、必要に応じて事業者に対して指導及び助言を行うとともに、市町村の協力を得て、処理施設からの放流水の水質検査や臭気検査などを行い、周辺生活環境の保全を図ります。

(事業例)

- 産業廃棄物処理施設(埋立処分場)の水質・臭気等検査の実施
- 監視パトロールの実施
- 産業廃棄物処理施設の定期検査の実施

### **③-4 有害廃棄物の適正処理の推進**

事業者は、人の健康や生活環境に深刻な悪影響を及ぼすおそれのあるアスベスト含有廃棄物などの有害廃棄物の適正かつ安全な処理体制の整備に努める必要があります。県は、事業者に対し、適正処理をより確実なものとするため、必要な技術的助言を行うとともに、指導・監視の強化を図ります。

(事業例)

- 解体工事等で排出される有害廃棄物(アスベスト、PCB等)の適正処理の促進
- 建物解体工事の適正実施の確保対策(分別解体、アスベスト処理、再資源化等)
- PCB廃棄物の計画的処理の促進
- PCBを含む安定器等の小型電気機器の処理体制の整備促進
- 感染性廃棄物の排出事業所への立入調査・指導

### **③-5 ごみ処理施設の安定的確保**

市町村は、一般廃棄物処理計画について必要な見直し等を行うとともに、一般廃棄物処理施設の整備・運営にあたっては、再資源化や熱回収による発電など、循環型社会推進に資する事業実施に努める必要があります。一方、県においては、市町村からの要請等に応じて、技術的な助言、情報提供等を行うとともに、既存施設の更新時期や地理的条件、人口予測なども踏まえ、処理の広域化等によるコスト縮減、環境負荷の低減を図っていきます。さらに、関係府県及び市町村等と連携し、公的関与の広域処理事業である大阪湾フェニックス計画の実現に向けて積極的に取り組みます。

(事業例)

- 大阪湾フェニックス計画の推進
- ごみの共同処理の促進
- 市町村等の一般廃棄物処理施設の計画的整備

### **③-6 し尿等の処理対策の推進**

し尿処理については、地域の実情を踏まえ、市町村等の各設置主体による処理施設の整備促進を図り、公共用水域等への環境影響の低減に努めます。また、県・市町村は、下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設について、地域の実情に応じた計画的・効率的な整備を図ります。また、浄化槽の適正な維持管理を確保するため、検査・点検、清掃等の実施を促すための啓発・指導等を強化します。

(事業例)

- し尿・汚水処理施設の整備促進
- し尿処理施設の故障等に備えた市町村間相互支援の確保
- 浄化槽の法定検査、保守検査、清掃等の実施促進



#### ④廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅

##### <現状と課題>

廃棄物の不法投棄・焼却は、減少傾向にあります。手口が悪質・巧妙化するとともに、ごみのポイ捨てなどは、まだまだ後を絶たないのが実情です。また、家電ごみを無許可で回収し、スクラップにして海外に輸出する事例が全国的に発生しており、国内で再資源化を図るとする家電リサイクル法の目的達成に支障をきたしています。

このような状況を踏まえ、引き続き、県民、市町村、関係機関等との連携を密にして、不法投棄・焼却や不適正な処理の撲滅を図るための取り組み強化が必要です。

##### <目標>

ごみの不法投棄・焼却や不適正処理の撲滅を目指します。

##### <小施策・事業>

#### ④-1 県民総監視ネットワークの推進

これまで民間団体や事業所の協力による「不法投棄見張り番」や奈良県地域環境保全推進員、不法投棄ホットライン等による通報など、県民総監視のネットワークをつくり、市町村、関係機関等と連携して、不法投棄等の早期発見、撲滅に努めてきました。しかし、不法投棄等は依然後を絶たず、さらなる対策の強化が必要であることから、引き続き、各方面の協力を得ながら不法投棄等を撲滅するための取り組みを推進します。

(事業例)

- 団体等による不法投棄見張り番の拡充
- 地域環境保全推進員による活動促進
- 不法投棄ホットライン(県民からの通報窓口)の運営
- 監視パトロールの強化
- スカイパトロール・路上調査の実施
- 不法投棄防止対策の看板、フェンス、監視カメラ等の設置

#### ④-2 悪質事案対策の強化

不法投棄や不法焼却、不適正処理に対しては、監視パトロールの強化、行為者等への指導等を行っているものの、手口が悪質・巧妙化するとともに、是正まで長期化する案件も出てきているのが現状です。指導しても改善が見られない悪質事案などについては、法令に基づく行政処分や刑事告発も念頭に、関係機関との連携を密にして厳正に対処していきます。

(事業例)

- 悪質事案に対する特別監視・指導の強化

#### **④-3 使用済家電等の不適正処理対策の推進**

無許可業者によるエアコンやテレビなどの特定家電製品の不適正処理は、依然として解消されておらず、家電リサイクル法に基づいた再資源化の取り組みに支障をきたしています。このことから、使用済家電等の不適正処理を撲滅するため、市町村や関係機関等と連携しながら、情報の共有化や回収事業者への立入調査・指導等の検討・実施に取り組みます。また、消費者に対して適正処理を呼びかけていくことも必要であることから、市町村とともに、無許可業者の利用は法令違反であること等の周知・啓発を図ります。

(事業例)

- 回収業者への立入調査
- 県民(消費者)への啓発
- 奈良県使用済家電等対策連絡会による対策推進

#### **④-4 県民参加型の環境美化活動の促進**

地域住民による河川・道路等の公共空間への植栽や清掃等による環境美化活動を通して、不法投棄等を抑制する環境づくりを進めるとともに、ごみ問題や環境保全に対する県民意識の高揚を図ります。

(事業例)

- 住民参加による道路・河川等の植栽・清掃等促進
- 住民参加による花いっぱい運動の促進
- 市町村・地域住民の協働による環境美化活動や環境イベント等の促進

#### **④-5 不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進**

豊かな自然環境を守っていくためには、不法投棄を「しない」「させない」という強い意識の醸成が必要です。そのため、市町村、関係機関、団体等と連携して、春の不法投棄廃棄物の一斉撤去、6月の環境の日・環境月間や秋の「不法投棄ゼロ作戦」強化週間における集中的なキャンペーンを実施します。また、県ホームページでの情報発信やテレビ、新聞等のマスメディアを活用した普及啓発にも積極的に取り組みます。

(事業例)

- 「不法投棄ゼロ作戦」等による啓発活動の促進
- 「環境の日・環境月間」における県内一斉パトロール等の実施
- 不法投棄廃棄物の一斉撤去(産業廃棄物協会、市町村等との連携)
- 県ホームページによる情報発信
- マスメディア(テレビ、新聞等)による普及啓発

## ⑤災害廃棄物処理対策の推進

### <現状と課題>

地震、風水害等による大規模な災害は、いつ発生するか予測できないこと、大量の災害廃棄物が発生することから、いかに事前の備えを整えられるかが課題となります。これまで、平成21年8月に、(一社)奈良県産業廃棄物協会をはじめとする関係4団体と災害廃棄物処理の協力協定を締結したのに加え、平成24年8月には、紀伊半島大水害を教訓として、県内の全市町村等と「災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」を締結しています。

今後は、東日本大震災や阪神・淡路大震災レベルの最大規模の災害を想定して、平成27年度に策定した「奈良県災害廃棄物処理計画」に基づき、県と市町村の連携による教育・訓練を実施するとともに、広域的な相互支援体制の構築に取り組む必要があります。

### <目標>

大規模な災害時に発生する災害廃棄物の処理体制を構築します。

### <小施策・事業>

#### ⑤-1 災害廃棄物処理の相互支援体制の整備

県内の全市町村等と締結している相互支援協定に基づき、毎年、各市町村等の廃棄物処理施設の処理能力等を把握し、情報の共有を図りながら、民間業者の活用を含め、災害時の処理能力の向上及び相互支援体制の整備推進を図ります。

また、「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において、近畿2府4県及び政令市・中核市等が参加して、近畿圏における相互支援についての検討が進められているが、東日本大震災のような大規模災害に備えるためには、近畿圏を越えて中部圏や中国四国等との広域間の相互支援体制も必要となることから、国、関係府県等との連携を密にして、広域的な相互支援協定の締結に向けて積極的に取り組みます。

(事業例)

- 県・市町村等の情報共有、体制整備・更新
- 市町村等の処理能力等を把握する相互支援データベースの作成・共有
- 相互支援マニュアルの作成・共有
- 他府県等との広域相互支援協定の促進

#### ⑤-2 県災害廃棄物処理計画に基づく教育・訓練

大規模災害に備える体制を整備・維持するため、平常時から対象職員を特定して、県・市町村合同の「教育・訓練」を継続的に実施します。また、教育・訓練を効果的に実施するとともに、その成果を共有するため、県・市町村による「奈良県災害廃棄物対策連絡会」を設置・運営します。

(事業例)

- 県・市町村合同の教育・訓練の実施
- 関係機関・団体等と連携する教育・訓練の実施
- 「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の設置・運営

### **⑤-3 市町村の災害廃棄物処理計画の策定促進**

県災害廃棄物処理計画の周知・共有を図り、市町村における災害廃棄物処理計画の策定・見直しを促進します。

(事業例)

- 市町村災害廃棄物処理計画の策定・見直しの促進
- 計画を策定する市町村への技術的支援

## ⑥ 県・市町村の連携・協働(奈良モデル)による施策推進

### <現状と課題>

県内の市町村等のごみ処理施設の大半が、小規模かつ老朽化してきており、これらの施設の計画的な整備が喫緊の課題となっています。

このような状況のなかで、ごみ処理の安定的な継続を確保し、行財政運営の効率化を図るため、効果・効率的な事業規模やシステム構築などの観点から、県と市町村が連携・協働する「奈良モデル」により、ごみの共同処理や減量化・リサイクル等の促進に取り組む必要があります。

### <目標>

奈良モデルによる効果・効率的なごみ処理を目指します。

### <小施策・事業>

#### ⑥-1 一般廃棄物処理の広域化

県・市町村長サミットでの検討課題である「安定的な一般廃棄物処理の継続」を継承・発展させ、奈良モデルにより一般廃棄物処理の広域化を促進します。

(事業例)

○ごみ処理広域化を推進する市町村への支援

#### ⑥-2 災害廃棄物処理対策の推進

県内の全市町村等と締結している相互支援協定に基づき、毎年、各市町村等の廃棄物処理施設の処理能力等を把握し、情報の共有を図りながら、民間業者の活用を含め、災害時の処理能力の向上及び相互支援体制の整備推進を図ります。

また、大規模災害に備える体制を整備・維持するため、平常時から対象職員を特定して、県・市町村合同の「教育・訓練」を継続的に実施します。また、教育・訓練を効果的に実施するとともに、その成果を共有するため、県・市町村による「奈良県災害廃棄物対策連絡会」を設置・運営します。

(事業例)

○県・市町村合同の教育・訓練の実施

○関係機関・団体等と連携する教育・訓練の実施

○「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の設置・運営

○県・市町村等の情報共有、体制整備・更新

○市町村等の処理能力等を把握する相互支援データベースの作成・共有

○相互支援マニュアルの作成・共有

○他府県等との広域相互支援協定の促進

○市町村災害廃棄物処理計画の策定・見直しの促進

### **⑥-3 廃棄物の減量化・再生利用の推進**

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、調査等の効果・効率性及び情報の共有化等の観点から、県・市町村の連携・協働による取り組みの充実を図ります。事業系一般廃棄物や各分野・業種における産業廃棄物の再資源化等の実態把握に努め、重点化する施策・事業を検討・推進します。

(事業例)

- 広域連携による効果・効率化の検討・促進
- 一般廃棄物再生利用促進計画の策定・推進

### **⑥-4 不法投棄・使用済家電等対策の強化**

不法投棄や使用済家電等の不適正処理を撲滅するため、市町村や関係機関等と連携しながら、情報の共有化や回収事業者への立入調査・指導等に取り組めます。また、消費者に対して適正処理を呼びかけていくことも必要であることから、市町村とともに、無許可業者の利用は法令違反であること等の周知・啓発を図ります。

(事業例)

- 県・市町村連携による指導・監視
- 奈良県使用済家電等対策連絡会による対策推進
- 不適正事案データベース化、指導マニュアルの作成・共有
- 使用済家電等の回収事業者への立入調査・指導等の強化

## (5) 安全な生活環境の確保

### 【施策の方向】

心身ともに健康で、快適・安全・安心な暮らしができるよう、私たちの身の回りを取り巻く生活環境(大気、土壌、騒音など)を保全するための対策を講じます。また、有害な化学物質の適正処理を促進するとともに、空間放射線量の常時監視や未だ発生メカニズムが解明されていない微小粒子状物質(PM2.5)に係る調査研究などの取り組みを推進します。

### 【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目		現況値 H26※1	目標値 H32	小施策
きれいな大気が保たれているかを評価する指標として活用	大気環境基準達成率	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	100% (11/11)	100%	大気環境の保全対策
		二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	100% (14/14)	100%	
		一酸化炭素(CO)	100% (5/5)	100%	
		浮遊粒子状物質(SPM)	100% (14/14)	100%	
		光化学オキシダント(O <sub>x</sub> )	0% (0/8)	測定数値に対する迅速な対応、情報提供を行う※2	
		微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )	33% (1/3)		
生活環境の保全対策の状況を評価する指標として活用	ダイオキシン類の環境基準達成率		100% (7/7)	100%	生活環境の保全対策
	高濃度PCB廃棄物の適正処理実施率		76.7% 登録台数 2,167台 処理台数 1,662台	100%	
	公害苦情件数(騒音、振動、悪臭等)		147件	件数の減	

※1:( )は、環境基準達成箇所数/測定箇所数

※2: 数値目標の設定になじまないため、数値への対応を記載(ただし、実績値は評価する)

## ①大気環境の保全対策

### <現状と課題>

大気中における二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、一酸化炭素(CO)等は、環境基準を達成していますが、光化学オキシダント(Ox)及び微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)については、全ての測定地点で環境基準を達成していないことから、県民の健康被害の防止を図るとともに、原因究明に取り組む必要があります。また、大気汚染物質の固定発生源対策としては、工場・事業場に対する排出規制・指導を進めるとともに、自動車等の移動発生源対策にも取り組む必要があります。

酸性雨については、近年の東アジア地域における急速な経済発展等によりその原因物質が今後さらに増加する可能性があるため、実態把握を継続するとともに、原因物質の排出抑制を図る必要があります。

### <目標>

健康で安全な日常生活が営めるよう、きれいな大気環境の保全対策を進めます。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26※1	目標値 H32
きれいな大気が保たれているかを評価する指標として活用	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	100% (11/11)	100%
	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	100% (14/14)	100%
	一酸化炭素(CO)	100% ( 5/5)	100%
	浮遊粒子状物質(SPM)	100% (14/14)	100%
	光化学オキシダント(Ox)	0% ( 0/ 8)	測定数値に対する迅速な対応、 情報提供を行う ※2
	微小粒子状物質(PM2.5)	33% ( 1/3 )	

※1:( )は、環境基準達成箇所数/測定箇所数

※2:数値目標の設定になじまないため、数値への対応を記載(ただし、実績値は評価する)



## <小施策・事業>

### ①-1 大気汚染物質対策

大気環境の保全を図るため、大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、工場・事業場等の監視・指導を徹底し、高濃度時には迅速・的確な措置を講じます。また、自動車等の移動発生源からの排出抑制対策として、エコカーの導入を促進するとともに、公共交通機関や自転車の利用促進、交通管制システムの高度化等の交通円滑化対策による道路交通の渋滞解消などに取り組みます。

(事業例)

- 大気汚染物質の常時監視
- 工場・事業場等の指導等
- エコカーの導入促進
- 電気自動車等の充電設備の導入促進
- 移動ニーズに対応する公共交通の維持確保及び利用促進
- 広域自転車道整備等による自転車利用促進
- 交通円滑化対策の推進
- 農業等の地産地消の推進
- エコドライブの推進

### ①-2 光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)対策

光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)への対策として、常時監視によるデータの蓄積や成分分析による原因解明を行うとともに、県民の健康被害の未然防止のため、高濃度時には県民に一斉メールを配信するなど迅速・的確な対応を図ります。

(事業例)

- 大気汚染物質の常時監視
- 注意報等の迅速な対応
- 「注意喚起のための暫定的な指針」に基づく迅速・的確な対応
- 微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の原因解明に向けた調査研究

### ①-3 酸性雨対策

酸性雨の実態を把握するため、国及び他府県等と連携した酸性雨モニタリング調査を実施するとともに、県内における原因物質の排出抑制に係る取り組みを推進します。

(事業例)

- 酸性雨モニタリング調査
- 工場・事業場等の指導等

## ②生活環境の保全対策

### <現状と課題>

私たちの日常生活や事業活動において、その利便性から直接・間接を問わず多くの化学物質が使用されていますが、それらが環境中に漏出した場合には、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがあります。県では、環境中におけるダイオキシン類や環境ホルモン等の調査を行っていますが、全ての地点で環境基準を達成しています。

一方、化学物質による環境汚染を未然に防止するためには、それらが環境に与える影響を評価し、実態を把握したうえで適切に管理するとともに、環境中への排出量を減らし、環境リスクを総合的に低減させていくことが重要です。アスベストについては、建物解体時等の適正処理を確保するとともに、健康相談の実施や適切な情報提供などにより、県民の健康被害に対応していくことが求められています。

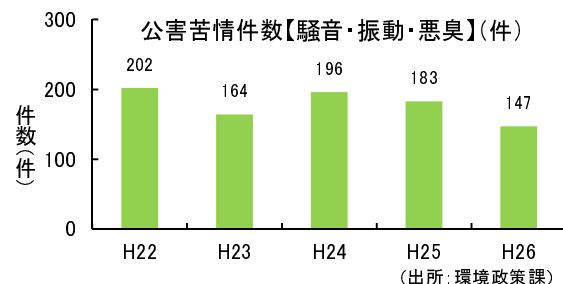
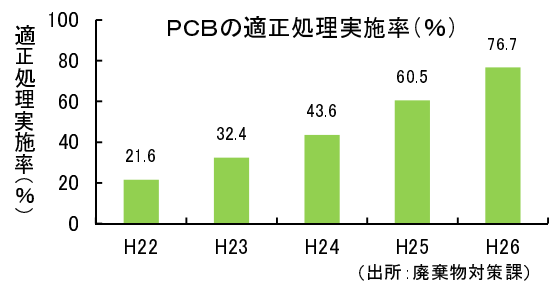
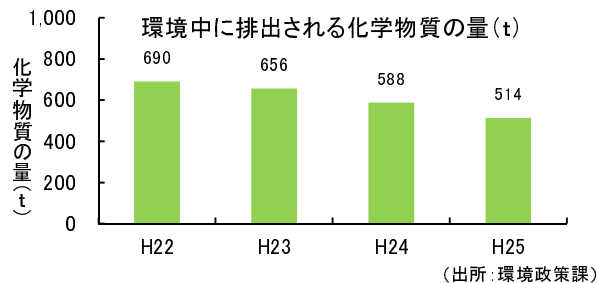
土壌汚染や騒音・振動・悪臭についても、事業場等に対して規制、指導を行っていく必要があります。また、東日本大震災以降、県民の関心が高まっている放射性物質については、引き続き、定期・定点の観測・情報提供を行い、県民の不安解消を図る必要があります。

### <目標>

健康で安全な日常生活が営めるよう、きれいな生活環境を確保します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
生活環境の保全対策の状況を評価する指標として活用	ダイオキシン類の環境基準達成率	100% ( 7/7 )	100%
	高濃度PCB廃棄物の適正処理実施率	76.7% 登録台数 2,167 台 処理台数 1,662 台	100%
	公害苦情件数(騒音、振動、悪臭等)	147 件	件数の減



## <小施策・事業>

### ②-1 化学物質対策

化学物質等による健康被害や環境汚染を未然に防止するため、ダイオキシン類などのモニタリング調査を実施するとともに、アスベスト・PCB 廃棄物の適正処理等についての監督・指導を徹底します。また、化学物質等に関する情報を発信し県民の不安解消に努めます。

(事業例)

- ダイオキシン類や環境ホルモンのモニタリング調査
- アスベストや PCB 等廃棄物の適正処理の促進
- 土壌汚染対策の推進
- PRTR 制度による事業者等の化学物質の自主的管理の促進

### ②-2 騒音・振動・悪臭対策

騒音、振動、悪臭による被害を出さないため、法令等に基づき、市町村に対する助言と緊密な連絡調整を図りながら、工場や事業場、建設作業に対する規制、指導を行います。

(事業例)

- 自動車騒音の常時監視
- 家畜排せつ物の適正管理の指導

### ②-3 放射線モニタリングの実施

県民の放射性物質に対する不安解消を図るため、大気や土壌などの放射線量の測定・監視を行うとともに、その測定結果を情報提供します。

(事業例)

- 放射線量の常時監視

### ③環境保全の基盤的スキームの推進

#### <現状と課題>

今日の環境問題は複雑多様化していることから、従来からの直接的な規制方法だけでなく、環境影響評価による予防的・予見的手法の活用が重要となっています。県では、環境影響評価条例を制定し、一定の要件を満たす大規模な開発事業等の実施に際しての環境影響評価を事業者に義務づけています。また、開発事業者自らが自主的・積極的に環境配慮を行えるよう「環境配慮指針」を定めるとともに、「公共事業に関する環境配慮指針」を作成し、環境負荷の低減に取り組んでいます。

また、県立試験研究機関における環境の監視・測定体制を強化するとともに、各機関が連携しながら調査研究をさらに充実化させていく必要があります。

#### <目標>

一定の開発行為において環境配慮の徹底を確保します。

#### <小施策・事業>

##### ③-1 環境影響評価制度の推進

大規模な開発行為等による環境汚染や自然環境の破壊などを未然に防止するため、環境影響評価制度の適切な運用や普及啓発に取り組めます。また、法・条例が適用されない小規模な開発行為の実施にあっても、環境に配慮した取り組みが行われるよう、県が独自に作成した「環境配慮指針」の普及・啓発を図ります。

(事業例)

- 環境影響評価制度の適正な運用
- 環境配慮指針の普及啓発

##### ③-2 環境に関する調査研究の推進

複雑化した環境問題を解決していくため、県立試験研究機関の各分野における共同研究等により、環境分野に関わる調査研究機能や技術開発体制の強化を図るとともに、相互の連携を推進します。また、国、地方公共団体、大学、民間の研究機関等との連携を図り、情報交換・共同研究を推進します。

(事業例)

- 県立試験研究機関における調査研究
- 国等他の研究機関との連携・情報交換・共同研究推進
- 受託研究・産学官連携公募型研究推進
- 研究成果の県民・事業者への還元

## (6) 生物多様性の保全

### 【施策の方向】

豊かな生物多様性の恵みを将来の世代に引き継いでいくため、「生物多様性なら戦略」に基づき、県民、NPO、事業者、教育・研究機関等と協働して良好な自然環境を保全します。また、絶滅のおそれのある希少な野生動植物の生息・生育環境の保全・再生に取り組むとともに、増えすぎた野生動物の適正な密度管理や外来種による生態系等への被害防止の取り組みを推進します。

### 【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32	小施策
希少な野生動植物の保護管理の状況を評価する指標として活用	県内の野生動植物種に占める希少野生動植物種の割合 ※全国平均：8%(H19)	12%	12%	生物多様性の保全と再生
	特定希少野生動植物の指定数	12種	20種	
生物多様性保全の取り組みを評価する指標として活用	環境にやさしい農業シンボルマーク認証団体数	42団体	60団体	生態系サービスの持続可能な利用
	エコファーマー認証者数	866人	1,000人	
	「なら生物多様性ネットワーク」参画団体数	79団体	90団体	

## ①生物多様性の保全と再生

### <現状と課題>

現在の生物種の絶滅スピードは、かつてないほど急速で、既に失われた種を再び蘇らせることは出来ませんが、絶滅の危機に瀕した生物種を保全することが求められています。

本県は、北方系と南方系の生物分布が重なる地域であり、大和平野などの低地から大峰山系などの亜高山帯まで大きな標高差があるため、変化に富んだ自然が残されており、多種多様な生物が生息・生育しています。奈良県版レッドデータブックによれば、県内で生息が確認された約9,000種のうち、希少な野生動植物は1,115種と全体の12%を占めており、全国平均(8%)より割合が高くなっています。

一方、開発による野生動植物の生息・生育地の破壊や、森林や農地の管理不足等による里地・里山の減少や劣化等により、希少な野生動植物の絶滅が危惧されており、その保護が急務となっています。また、外来種による生態系のかく乱や農林水産業等への被害、鹿やイノシシ等の野生鳥獣による被害が深刻化してきており、これらに対する対策も課題となっています。

### <目標>

県内の野生動植物種に占める希少野生動植物種の割合を維持します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
希少な野生動植物の保護管理の状況を評価する指標として活用	県内の野生動植物種に占める希少野生動植物種の割合 ※全国平均：8%(H19)	12%	12%
	特定希少野生動植物の指定数	12種	20種

### <小施策・事業>

#### ①-1 重要地域の保全

生物多様性の保全のためには生息地の保護が必要です。特に多様な生きものが生息・生育する一帯や貴重な種が生息・生育する場を重要な地域に指定して保護をしています。しかし、生物多様性の視点から見ると、指定実態や規制内容、管理水準の現状は未だ十分とはいえないため、より効果的に機能するよう必要な取り組みを進めます。

(事業例)

- 自然公園法・県希少野生動植物保護条例等による規制・指導、普及啓発
- 自然環境保全条例等に基づく規制・指導
- 生物多様性に配慮した鳥獣保護区の指定
- 自然公園の適正利用、野生動植物の保護、美化清掃などの強化
- 県・市町村天然記念物の保護
- 世界遺産及びユネスコエコパーク内の原生的な自然林保護

## ①-2 野生動植物の保護と管理

生物多様性を保全していくため、野生動植物に関する情報の提供や普及啓発を行うとともに、希少野生動植物の保護や外来種対策を推進します。また、近年、鹿やイノシシなどが増加し、農作物や生態系に影響を与えていることから、それらの個体数管理を実施するとともに、ペットの放逐や遺棄による感染症の伝播等を防ぐため、動物愛護精神と適正飼養の普及啓発や里親探しなどの取り組みを進めます。

(事業例)

- 新たな特定希少野生動植物の指定
- 県・市町村天然記念物の保護
- 外来種防除の普及啓発
- 「鳥獣保護区」の指定
- 「特定鳥獣保護管理計画」に基づく対策実施
- 保護管理事業計画の策定・推進
- ニホンジカ生息密度の適正化、植生の被害防止
- 地域と連携した外来種防除の推進
- 奈良県レッドリスト及びレッドデータブックの改訂
- 「奈良県野生生物目録」作成

## ①-3 地域特性に応じた生物多様性の保全

大台ヶ原や大峰山などには原生林が見られ、古くからの自然の姿が残るとても貴重な森林です。また、私たち人間と自然との共存・共生の中で形成された里地里山は、人々にうるおいと癒しを与えてくれる場です。一方、都市部における河川やため池、都市公園なども生物の生息・生育場所として重要です。このようなことから、地域特性に応じた生物多様性の保全に努めます。

(事業例)

- 春日山原始林、大台ヶ原、大峰山系などの森林生態系の保全・再生
- 施業放置林・環境保全林の整備促進
- ナラ枯れ対策
- 耕作放棄地の再生・活用
- 獣害に強い里山づくり
- 環境に配慮した川づくり
- 保安林の計画的整備
- なら彩りの森林景観の整備、なら森林ふれあいルートの整備
- NPO やボランティア団体等による荒廃した里山林整備の推進
- ため池の多面的活用
- 生産緑地地区の保全
- 都市公園での生きものの生息・生育環境となる水辺の保全・活用
- 近畿圏における水と緑のネットワーク形成

#### **①-4 水循環の再生**

生物は水循環の過程の中でさまざまな恩恵を受けて生息・生育していることから、水循環を再生することは生物多様性を保全していくうえで重要です。このことから、河川、農業用水路、ため池などにおいて、地域住民等と連携・協働を図りながら、水量・水質の改善や水辺づくりに取り組みます。

(事業例)

- 農地の保水機能の保全
- ため池の多面的機能の活用
- 雨水貯留浸透施設の整備
- 透水性舗装の推進
- 環境用水の導入検討・促進
- 環境イベント等の実施
- 大和川水環境協議会や吉野川清流保全対策懇談会による取り組みの促進

#### **①-5 地球温暖化への対応**

地球温暖化は、私たち人間の生活だけでなく、多くの生きものの生息・生育に影響をおよぼすものであり、温暖化防止は生物多様性の保全に密接に関係しています。本県は全国に比べ家庭部門における二酸化炭素排出の割合が高く、個人の消費志向や行動意識に大きく依存していることから、県民の行動意識を変えることが重要です。このため、様々な普及啓発活動を通じた温暖化防止対策を進めるとともに、太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用促進や森林整備による二酸化炭素吸収源対策に取り組みます。

(事業例)

- 奈良県節電協議会による「奈良の節電スタイル」の普及
- 木質バイオマスエネルギー等、再生可能エネルギーの導入促進
- 奈良県地球温暖化防止活動推進センターや奈良県環境県民フォーラムによる啓発活動
- 各分野におけるCO<sub>2</sub>排出抑制の取り組み促進



## ②生態系サービスの持続可能な利用

### <現状と課題>

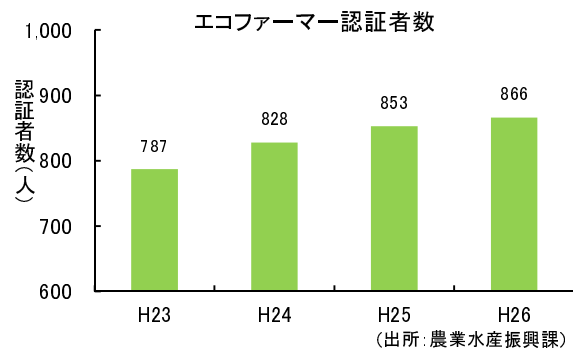
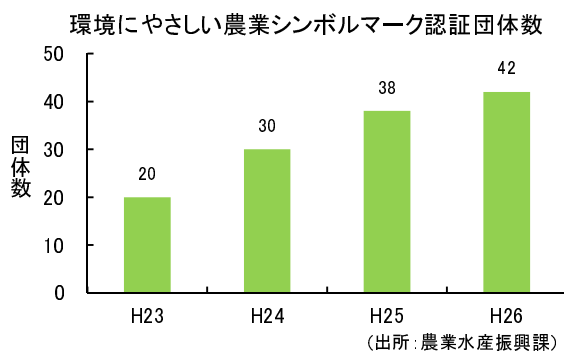
生物多様性の恵みは、持続可能な方法で保全・利用することにより、将来にわたって享受することができる私たちの貴重な財産といえます。このことから、農林水産業や製造業などすべての産業活動において、生物多様性に配慮し、負荷を最小化していく必要があります。また、生態系を山から川、海への大きなつながりとして捉え、生態系自らが再生できる範囲内で利用するという意識醸成を図ることも重要です。

### <目標>

生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会を目指します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
生物多様性保全の取り組みを評価する指標として活用	環境にやさしい農業シンボルマーク認証団体数	42 団体	60 団体
	エコファーマー認証者数	866 人	1,000 人
	「なら生物多様性ネットワーク」参加団体数	79 団体	90 団体



## <小施策・事業>

### ②-1 農林水産業における取り組み

農林水産業は、自然の循環機能を利用して、私たち人間の生存に欠かせない食料や生活資材を供給しています。また、農山村地域の豊かな自然環境は、農林水産業などの人の営みにより維持されてきています。このようなことから、農林水産業は、生物資源の持続可能な利用という側面からの取り組みが必要であり、環境保全型の農業を促進するとともに、森林の機能や土地条件に応じた健全な森林づくりや木材産業の振興を図ります。

(事業例)

- 環境保全型農業の推進
- 県産材の利用促進
- 耕作放棄地の再生・活用
- 農地・水路施設の保全管理
- 環境に優しい農業に取り組むエコファーマー認定の推進
- 地球温暖化防止・生物多様性保全効果の高い営農活動の推進
- カワウの個体数調整及び防除対策
- コイヘルペスウイルス病の蔓延防止対策
- 溪流魚の産卵場造成

### ②-2 公共事業・地域開発・企業活動における生物多様性への配慮

生物資源の持続可能な利用を続けていくためには、公共事業や地域開発、企業活動においても、自然環境への十分な配慮が必要であることから、環境影響評価などの環境配慮制度を活用しながら、生物多様性の劣化を最小限に抑えるための取り組みを促進します。

(事業例)

- 環境影響評価制度の推進
- 公共事業における環境配慮
- 木質バイオマスエネルギー等、再生可能エネルギーの導入促進
- 公共施設の再生可能エネルギー導入促進
- 環境配慮指針の普及啓発
- 企業の自然環境保全活動の促進
- 生物多様性アドバイザーによる情報提供

### ③生物多様性を活用した地域の活性化

#### <現状と課題>

希少な野生動植物の保護をはじめ、生物多様性の保全は制約ばかりが連想されがちですが、生物多様性を地域資源として上手に活用することで、保護に結びつくだけでなく、経済的な価値、さらには地域住民の誇りや愛着を呼び起こし、人を引きつけ、地域の活性化につながることを期待できます。このことから、豊かな自然を活用した地域の活性化の取り組みを進めていくことが必要です。

#### <目標>

生物多様性を地域資源として活用し、魅力ある地域づくりを進めます。

#### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
生物多様性保全の取り組みを評価する指標として活用	「なら生物多様性保全ネットワーク」参画団体数	79	90

#### <小施策・事業>

##### ③-1 希少野生動植物等の調査・保全活動を通じた地域の活性化

生態系を地域固有の財産として保全・活用するため、自然保護団体等と連携しながら、身近な自然に親しむための自然観察会や展示会などを実施するとともに、学術研究機関等との連携により希少野生動植物の人工増殖を図るなど、地域の活性化につながる取り組みを推進します。

(事業例)

- 自然観察会や山野草の展示会の開催
- 生息・生育地保全のボランティア活動の促進
- 希少野生動植物の人工増殖の推進

##### ③-2 生物多様性を活用した見所づくり

地域の自然がもたらす川の幸や山の幸にスポットをあて、自然味にあふれる特産品づくりによる地域の活性化を推進します。また、大和野菜など県産食材の活用や食文化の継承・復活、奈良のおいしい「食」と県内のすばらしい「眺望」をリンクさせることなどにより、新たな奈良の魅力創出に取り組めます。

(事業例)

- 地域の食材や景観資源等を活かした新たな魅力づくり

### ③-3 エコ・グリーンツーリズムの推進

近年、スローライフやスローフードへの関心が高まるなかで、県内でもエコ・グリーンツーリズムによる地域活性化の取り組みが進められています。この状況を踏まえて、エコ・グリーンツーリズムのプログラム支援となるよう、農林業の体験、地元農家とのふれあいなど、都市と農村の交流を積極的に促進します。

(事業例)

- 農家民宿等の促進
- 体験交流型イベントの実施
- 生物多様性に着目したグリーン・ツーリズムやエコツーリズムの普及啓発

### ④生物多様性を支える基盤づくり

#### <現状と課題>

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを推進していくためには、県民、民間団体、企業、行政機関など多くの主体が生物多様性について常日頃から関心を持ち、それぞれが自発的に取り組んでいくことが必要です。また、生物多様性の恵みに直接ふれる体験を通して、生物多様性との関わりを認識し、命の大切さや生物多様性の重要性について、さらに理解を深めるための意識醸成を図ることも必要です。このようなことから、生物多様性を支える基盤となる自然環境教育の拠点機能の形成が必要です。

#### <目標>

生物多様性を支える基盤となる自然環境教育の拠点機能の形成を目指します。

#### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
生物多様性保全の取り組みを評価する指標として活用	「なら生物多様性保全ネットワーク」参画団体数	79	90

## <小施策・事業>

### ④-1 県民意識の醸成

県民一人ひとりが、生物多様性のもたらす自然の恵みの重要性を理解し、行動に移していけるよう、ライフスタイルの転換を促進するとともに、生物多様性を身近な問題とするための普及啓発に取り組めます。

(事業例)

- イベント等での情報発信
- 各種メディアによる普及啓発

### ④-2 生物多様性の恵みにふれる機会の拡大

多くの人々が自然にふれあう機会を持ち、自然のすばらしさを認識するとともに、保護活動に参加する気運を高めていくため、「県立野外活動センター」などを活用した自然体験プログラムの作成・実施に取り組めます。

(事業例)

- 森林や川辺を利用した環境学習・体験の実施

### ④-3 多様な主体による連携・協働の促進

県民や民間団体の自発的かつ積極的な保全活動や企業の社会貢献活動を促進するため、県、市町村など関係行政機関や民間団体等により設置された「なら生物多様性保全ネットワーク」による活動を促進します。

(事業例)

- 「なら生物多様性保全ネットワーク」の活動促進
- 生物多様性に関する研修会の実施

### ④-4 生物多様性を支える拠点的功能の形成

県内の生物多様性に関する情報を一括管理し、それらの情報を発信するとともに、調査研究、技術開発、教育普及等を実施するためのセンター機能を持つ拠点づくりを検討・推進します。

(事業例)

- 調査研究、技術開発、教育普及等のセンター機能創設に向けた検討

(7) 人づくり・地域づくりの推進

【施策の方向】

景観・環境づくりを進めていくためには、一人ひとりが地域や組織において自主的・主体的に取り組む、地域コミュニティ活動としても定着・発展させていくことが求められます。そのため、奈良モデルによる取り組みはもとより、関係機関・団体、地域住民等と連携・協働しながら、イベント・講習会、ホームページなど様々な機会を通して、景観・環境づくりを促進するための啓発等の取り組みを推進します。また、景観・環境づくりに向けて、多様な主体が互いに連携・協力するパートナーシップの形成を促進することにより、参加と協働による取り組みを推進します。

【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32	小施策
人材育成の取り組みを評価する指標として活用	森林環境教育指導者養成研修受講者数	2,895 人	4,500 人	環境を学ぶ機会づくり
	花緑ボランティア登録者数(馬見丘陵公園花サポーター)	35 人/年	100 人/年	
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	177 人	250 人	
歴史文化交流拠点としての奈良県の魅力度を評価する指標として活用	観光入込客数	3,811 万人	4,200 万人 (H31)	環境への取組を通じた「地域づくり」の推進
県民・事業者・行政の積極的な取組と連携・協働を評価する指標として活用	景観づくり活動を実施している景観サポーター数	36 人	50 人	
	環境の保全を図る活動に取り組むNPO法人数	177 団体	200 団体	
	環境をテーマにしたビジネスモデル認定件数	70 件	82 件	
	温暖化防止実行計画を策定した市町村の割合	51%	100%	

## ①環境を学ぶ機会づくり

### <現状と課題>

環境問題の多くが日常生活や事業活動に起因していることから、その解決に向けては、環境への負荷が少ないライフスタイルや社会経済システムへの転換を図り、将来世代に負担をかけない持続可能な社会を構築していく必要があります。また、持続可能な社会を実現するためには、環境問題について自ら考え行動に移すことのできる人材を育成することが重要です。

このようなことから、家庭や学校、職場等のあらゆる場面において環境教育・学習を進め、人材育成やプログラム開発に取り組むとともに、年齢層や関心の度合いに応じた場や機会の提供を推進していく必要があります。

### <目標>

県民一人ひとりが環境保全に対する理解を深め、実践活動を行っている社会を目指します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
人材育成の取り組みを評価する 指標として活用	森林環境教育指導者養成研修受講者数	2,895人	4,500人
	花緑ボランティア登録者数(馬見丘陵公園花サポーター)	35人/年	100人/年
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	177人	250人

### <小施策・事業>

#### ①-1 環境教育・環境学習の推進

県民一人ひとりが日常生活や経済活動の場で環境保全に対して意識し行動できるよう、家庭や学校、職場等の様々な場面で活用できるプログラム等を開発するとともに、自主的な環境保全活動を推進するリーダーの育成、各種イベント等を通じた普及啓発などに取り組みます。

(事業例)

- 環境教育・環境学習のプログラム開発
- 森林環境教育指導者など人材の育成と活用
- 講習会など機会の提供
- 小・中・高生に対する森林環境教育の推進
- ストップ温暖化推進員の養成
- 環境アドバイザーの派遣

## **①-2 啓発イベントの実施**

環境保全の取り組みを推進するため、身近な生活環境から地球環境に至るまで、環境問題に対する県民意識の醸成を図り、一人ひとりにできることは何かを考える場として環境啓発イベントを実施します。

(事業例)

- 森林や川辺を利用した環境学習・体験の実施
- 市町村等と連携した啓発イベントや環境教育の実施
- 奈良県地球温暖化防止活動推進センターや奈良県環境県民フォーラムによる啓発活動
- 「不法投棄ゼロ作戦」等による啓発活動の促進
- 水源地体験ツアーの開催
- 講習会など機会の提供



## ②環境への取り組みを通じた「地域づくり」の推進

### <現状と課題>

自然や環境への関心が高まるなかで、これまで以上に行政と地域が連携・協働する取り組みが求められます。一方、人口減少や高齢化、核家族化などと相まって地域コミュニティの衰退が懸念されるなか、地域コミュニティに活力がある場合には、景観保全にも積極的に取り組まれることが多くなることから、地域コミュニティによる環境保全の取り組みの好循環を創り出すことが必要となります。

このようなことから、景観や環境づくりの取り組みを通して地域の新たな魅力創出を図るため、多様な主体による自主的な実践活動を誘発しながら、地域内外のネットワークづくりを促進する必要があります。

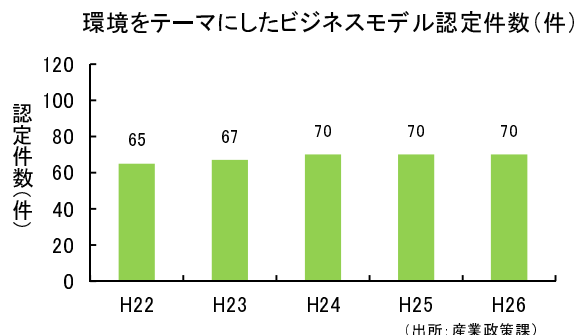
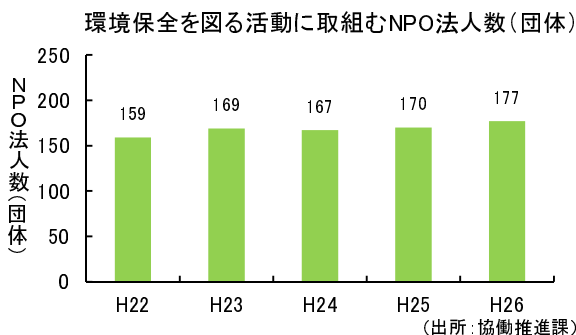
また、地域での取り組みを持続させる仕組みづくりも重要であり、地域に根ざした環境ビジネスの促進にも取り組む必要があります。

### <目標>

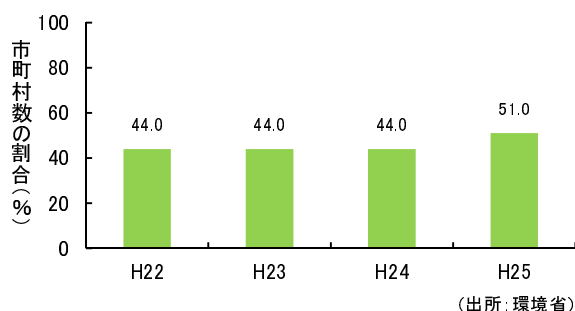
景観や環境づくりの取り組みから地域の新たな魅力を創出します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
歴史文化交流拠点としての奈良県の魅力度を評価する指標として活用	観光入込客数	3,811 万人	4,000 万人 (H31)
県民・事業者・行政の積極的な取組と連携・協働を評価する指標として活用	景観づくり活動を実施している景観サポーター数	36 人	50 人
	環境の保全を図る活動に取り組むNPO 法人数	177 団体	200 団体
	環境をテーマにしたビジネスモデル認定件数	70 件	82 件
	温暖化防止実行計画を策定した市町村の割合	51%	100%



温暖化防止実行計画を策定している県内市町村数の割合(%)



## <小施策・事業>

### ②-1 「きれいに暮らす奈良県スタイル」実践団体ネットワークの形成

「きれいに暮らす奈良県スタイル」の構築に向けて、全県的に多様な主体による実践活動を誘発・促進するための推進体制を構築・推進します。本計画の推進を図り、「大和川のきれい化」、「奈良らしい景観づくり」、「奈良モデルによるごみ減量化」に重点的に取り組むことにより、誰もが安心して快適に暮らすことのできる「住んでよし」「訪れてよし」の奈良県づくりを目指します。

(事業例)

- 推進組織の設立・運営
- 参加団体間の連携・交流
- 行動計画・数値目標の共有・推進
- 優良実践者の表彰

### ②-2 景観・環境の魅力化による新たな観光の創出

地域特性を活かしながら、景観・環境づくりの成果を魅力要素とすることにより、新たな観光・交流を生み出し、県内外から注目される持続可能な地域づくりを目指します。

(事業例)

- 「歩く・なら」観光の推進
- 棚田の保全・利活用
- 景観と食材を活かした地域づくり
- 農家民宿等の促進
- 体験交流型イベントの実施
- 広域自転車道整備等による自転車利用促進
- 「巡る奈良」滞在周遊型観光の推進

### ②-3 優れた歴史文化遺産を活用した景観・環境づくりの推進

世界遺産や国宝などの歴史文化遺産に着目して、これらを拠点とする景観・環境づくりに取り組むことにより、本県の国際的な歴史文化交流拠点としての魅力をさらに高めます。

(事業例)

- 奈良公園・周辺の魅力向上・環境改善
- 平城宮跡歴史公園の整備
- 世界遺産等の保全・活用

- 文化的景観・伝統的建造物群・名勝(庭園、橋梁)の保護の推進
- 景観資産の登録・PR
- 歴史的風土特別保存地区内の土地買入・管理
- 歴史文化遺産とその周辺地域における無電柱化の推進
- 歴史的町並みに配慮した街路整備
- 歴史的町並み・町屋等の保全・活用
- 「巡る奈良」滞在周遊型観光の推進

#### **②-4 自然とのふれあいを通した地域の活性化**

身近な自然とふれあえる機会や場を創出し、それらを支える人材の育成などに取り組むことにより、地域や世代を超えて多くの人々が交流できる元気な地域づくりを目指します。

(事業例)

- 地域で育む里山づくり
- 林内歩道等整備
- 森林環境教育指導者など人材の育成と活用
- 農家民宿等の促進
- 体験交流型イベントの実施
- 「自然公園指導員」の養成による自然公園の保護と適正な利用の促進

#### **②-5 関係団体等の自主的・主体的な活動の促進**

民間団体や事業者が自主的かつ主体的に環境保全に取り組めるよう、情報提供や広報等により住民参加による地域活動を促進するとともに、農産物等の地産地消や県産材の利用促進などを図り、地域に根ざした環境ビジネスへの支援に取り組みます。

(事業例)

- 奈良県地球温暖化防止活動推進センターや奈良県環境県民フォーラムによる啓発活動
- 環境ビジネスに対する支援
- 県・市町村の率先行動の推進
- 県民参加型クリーンアップ運動
- 地域住民等による道路・河川等の植栽や管理
- サポーター・ボランティアとの協働
- 「なら生物多様性保全ネットワーク」の活動促進
- 県ホームページを活用した各主体間の交流の促進
- 環境に優しい農業に取り組むエコファーマー認定の推進
- 地球温暖化防止・生物多様性保全効果の高い営農活動の推進
- 農業等の地産地消の推進



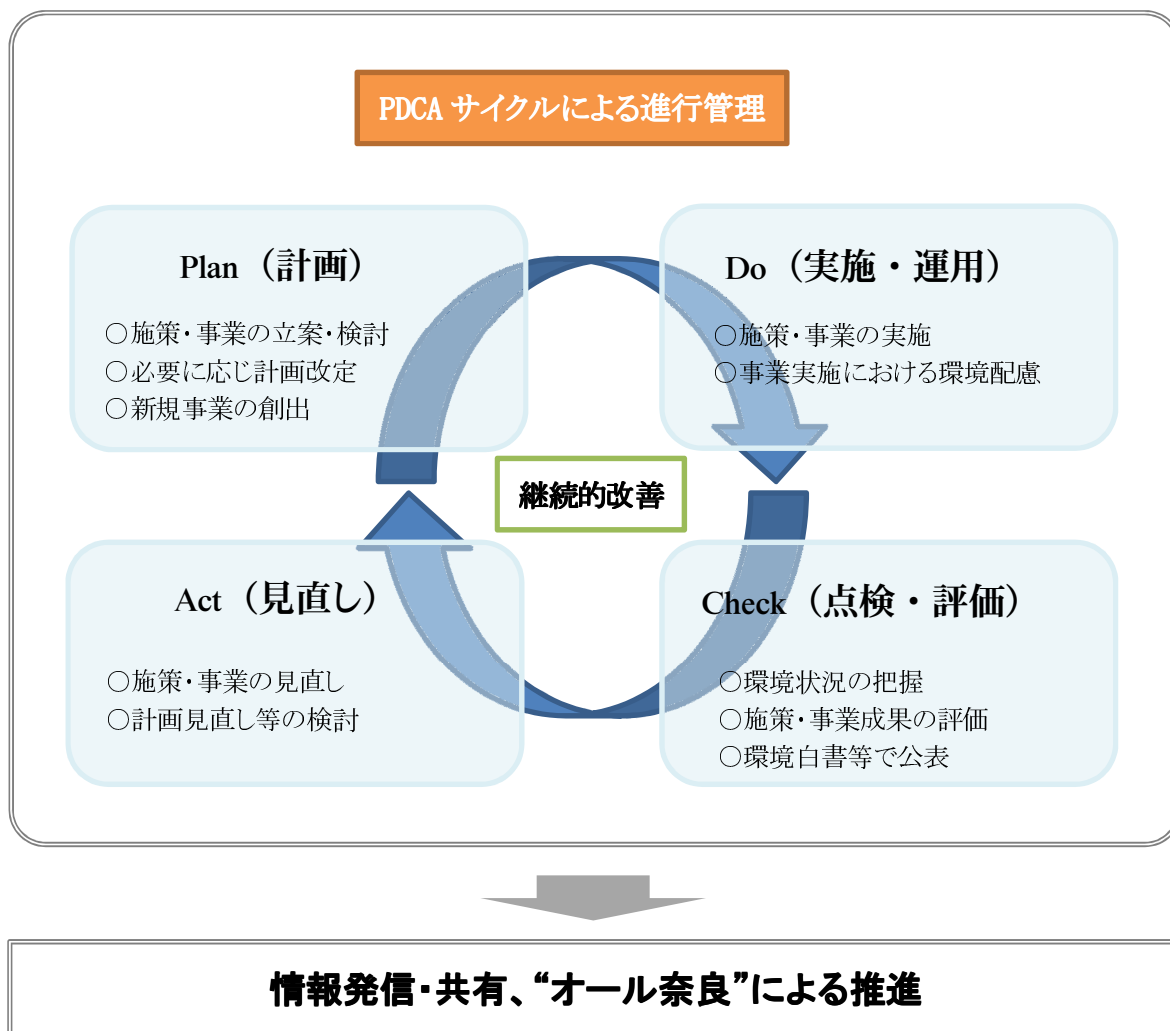
## 第6編 計画の進行管理

---

## 第6編 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、社会情勢の変化や施策・事業の成果を定期的に把握・評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。そのため、計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方(PDCA サイクル)に基づき、計画の策定(Plan)、事業の実施・運用(Do)、実施状況等の点検及び評価(Check)、事業内容の見直し(Act)の一連のサイクルにより実施します。

計画の進捗状況等は、市町村、関係機関・団体等との情報共有を図り、奈良県環境審議会をはじめ各分野における協議会など様々な機会を活用して検討・評価するとともに、広く県民への情報提供に努めます。





知れば  
知るほど **奈良**  
はおもしろい



奈良県マスコットキャラクター

**せんとくん**

©NARA pref.

<http://www.pref.nara.jp/>

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL:0742-27-8732 FAX:0742-22-1668

<http://www.eco.pref.nara.jp/>